

東京高裁 不当労働行為を認定!

支える会通信

「管財人、再び断罪される!」



6月18日14時40分過ぎ、東京高裁前は歓喜の声にまつまれました。

不当労働行為裁判において東京高裁（第14民事部・須藤典明裁判長）は、地裁に引き続き、控訴棄却の判決を下したのです。

この判決により管財人（企業再生支援機構）・JALは東京地裁に続き再び断罪さ

発行責任者
 柚木康子
 大田区羽田
 4-10-4
 石井ビル3階
 TEL03(6423)7878
 FAX03(6423)7430
 メール
 sasaerukai@
 lemon.plala.
 or.jp

れることになりました。

「よし」「やったー!」
 思わずガッツポーズをとる人、近くの人と抱き合つて喜びを表す人、嬉しさに目を潤ませる人・・・

「勝訴」「再び管財人を断罪」の旗を高々と掲げる黒沢弁護士と野中キャビンクルーユニオン書記長の顔は晴れ晴れと確信に満ちていました。

不当労働行為裁判とは？

10年11月、JALが発表した整理解雇方針を撤回させるべく、労使対等の立場での交渉をめざし争議権投票の手続きをおこなっていた乗員組合（JFU）、キャビンクルーユニオン（CCU）両組合に対し、管財人らは正式な決定だとして「争議権を確立した場合、撤回するまでは企業再生支援機構が予定している

3千5百億円の出資はしない。」と恫喝し、労働者の正当な権利である争議権を潰そうとしました。

この事実に対して東京都労働委員会は11年8月3日不当労働行為であると認定し救済命令を出しましたが、JALは命令取消を求めて提訴していました。

憲法28条に照らしても会社の行った違法行為はあきらか

高裁判決は地裁判決を踏襲しつつ、更に踏み込んだ内容となっており、解りやすく明快です。

判決文では「争議権の確立は会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるもの。労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である」

「日本国憲法28条は勤

労働者の団結権を保障し、団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しているものであり、そのことを大前提として、労働組合法は、使用者において、労働者が労働組合を結成することやその運営を支配しようとする、その運営に介入することなどを不当労働行為として禁止している。」

「会社存立を優先させるために、会社が労働組合の運営に介入しても良いとはならない」と述べています。

更に「会社が存立のため

一人でも多くの御参加を！
 JAL不当解雇撤回 シンポジウム
8・10明日への誓い
 JAL123便事故と不当解雇
 日時：8月10日（月）
 開場 18：00 開会 18：30
 場所：日本教育会館一ツ橋ホール

宮里邦雄弁護士の判決へのコメント
(JAL不当解雇撤回弁護団・支える会代表世話人)



判決はいくつかの重要な意義ある判断をしています。3つの点を指摘します。

第1は、過半数組合でなくても、労働組合は更生手続上の利害関係を有し、更生管財人には適時に適切な情報を組合に提供する情報提供義務があるとしたことです。

第2は、争議権保障の意義を、会社との対等性を確保する有力な手段であり、労働組合にとって「最も根幹的な権利」として適確に把握していることです。

第3に、憲法28条と労働組合法を引用し、労働者による主体的かつ自主的な独立した活動に対する支配介入は厳しく制限されるとし、争議行為によって会社が倒産したり、労働者が職を失うことになっても、それは会社と労働者の自己責任であり、会社の存立を優先させるために、会社が支配介入してもよいということになるものではないと断じていることです。

判決のこの部分は一般に慎重な言い回しをしがちな判決としては異例ともいえる表現を用いて争議権の本質を捉えたものであり、この本質的把握を基に支配介入を厳しく規制する考え方を打ち出しています。

め、争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえ、労働組合との間で何らかの妥協をはかるしかないものであって、そのような妥協をはかる方法によることなく、その運営に介入しようとすることは労働組合の自主性や独立性を脅かすものであって、労働組合法7条3号が禁止しているところと言わなければならない」と続いています。

JALは165人を解雇する前の時点に戻って解雇回避のための話し合いを！
不当解雇撤回裁判では管財人は「間違ったことをするはずのない絶対的な存在」とされ、その管財人が行った解雇なのであるから「解雇が必要だった」「解雇有効」とされましたが、その管財人の違法行為が断罪されたのです。

この判決によって、管財人が組合と話し合いにより、解雇を回避する努力をせず、違法行為を犯してまで解雇を強行したことが明らかになりました。
JALは判決を厳粛に受け止め、解雇を強行する前の時点に立ち戻り、解雇回避のための協議に応じるべきです。
なおJALは7月1日 上告をおこないました。

- JAL争議を支える山梨の会結成！
県労や革新懇の集会等に参加して頂いた石賀原告の要請で、以前より支援について話し合いがされてきました。
14年8月頃、牛久保弁護士から年金者組合の岩倉氏のところへJAL争議支援の要請があった事がきっかけになり、集会開催準備を進め、12月6日に牛久保弁護士、内田原告団長、石賀原告を迎えてJAL争議支援集会を40人を超える参加のもとで開催しました。
そして、15年5月16日には支える会運営委員の熊谷氏と石賀原告を迎えて集会を開催し、「JAL争議を支える山梨の会」を結成しました。集会後の両氏と地元参加者との懇親会では、今日の争議情勢のもとで会が発足した意義と支える会の役割などについて更に議論を深めました。
会の申し合わせ事項
- 1、名称…不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える山梨の会とし、略称、JAL争議を支える山梨の会とします。
 - 2、目的…不当解雇撤回をめざす原告団の支援を目的にします。
 - 3、構成…会に賛同する個人及び団体で構成します。
 - 4、財政…必要に応じてカンパなどでまかさないです。
 - 5、運営…会を代表して若干名の世話人と、若干名の事務局を置き、必要に応じて運営及び業務を行います。
世話人…上野光正(県労)・関本立美(県革新懇)・山田和民(年金者組合)、女性団体から1~2名
事務局…岩倉博(年金者組合)・戸田康(県革新懇)・田野口博幸(県労)、女性団体から1~2名
 - 6、事務局の所在地 甲府市朝日5-7-2平和と労働会館 山梨県労働組合総連合内 055-252-3807



日本航空株主総会報告

整理解雇問題で4名が質問！

争議は終わっていないことをアピール！

6月17日10時、日本武道館において日本航空第66期定時株主総会が開かれ、争議団からも10名が株主として参加しました。

質疑では、15名の株主質問の内、2名の原告団員含む4名の株主が解雇問題等について質問し、安全に対して



危惧しているという質問も複数出されました。

解雇問題については「解雇以降2300名もの客室乗務員が採用されるほど職場が人員不足ならば、解雇した人を戻すことができないのか？」

「123便事故後、労使関係の正常化が安全運航を確立すると確認した。労使関係はどうなっているのか？争議を解決する意志はないのか？」

「最高裁が決定を出したからと従うのではなく、解雇は人生を左右する問題なのだから、もつと真剣に解決に向け対応できないのか？」

「人員が余剰だから解雇したというが、解雇時の客室乗務員とパイロットの人数は何人だっ

たのか？」

「解雇争議に対してILO勧告が2度だされているがそれはどういう意味であるところか？」

などの質問が出され、解雇問題についての質問に対しては少なからぬ株主から拍手が湧きました。

日本航空は「解雇問題についてはすでに最高裁から決定が出され、訴訟は終結している。

経営が破たんし多くの血を流し、多大なご迷惑をかけた。いままら人が足りないからと言って解雇した者を戻す考えはない。ILO勧告は政府に出されたものである。

当局から御指摘いただいたら、誠意をもつて対処していきたい。」と答えましたが、同様の質問には複数回は返答しないという不当な対応でした。又、何度

も繰り返される解雇問題の質問に対して植木社長は「整理解雇に拘っている株主がいることは理解したが、最高裁の決定が出て正直ほっとした。しかし、喜ぶ気にはならない。新しい株主に企業価値を高めて恩返しをしたい。」とも発言しました。

多数の質問者がある中で、質疑を終結しようとするのに対して、動議も出されましたが、却下されました。又、大きな損失を出したにも拘わらず役員となっている人物に対する不信任動議も出されましたが、同様に却下され議案はすべて承認され終了しました。

訴訟は終了したものの、争議は終わっていないことを日本航空にも一般の株主にもアピールできた株主総会でした。また株主総会に向

けて、9時から争議団、支援のメンバーでピラ配布等の宣伝行動を行いました。

会員拡大に御協力をお願い致します！

解決まで原告の活動を支えるために皆様の周囲の方々にも入会のお声かけをお願い致します！会費は一年一口3,000円ですが、友達や職場の人と一緒にたとえば一人1,000円×3人で一口の会員として登録することもできます。

是非グループ会員の会を作ってください、会員の拡大に御協力をお願い致します！

京セラ株主総会

稲盛名誉会長とJAL社長の言語道断の暴挙

15年6月24日、京セラ本社ビルで株主総会が開かれ、昨年に引き続き出席した。

私は議長のほぼまん前で「議長！」と最初から挙手したが、全く当たらない。

だいがたつてからJAL原告が発言できたが、「京セラは日本航空の株の2.1%を保有している大株主、日本航空の経営が悪くなれば影響は甚大であると考えます。日本航空では10年に整理解雇が行われ・・・」と発言したところで、「当社の事業と関係のない発言はやめてください。後ほど時



間をとりますので、そこでやめてください」と社長に中断された。

ようやく当てられた私は、『第61期報告書』記載の「京セラフィロソフィ教育」に関連して、「昨年の株主総会での稲盛和夫名誉会長の私の発言への答弁への質問を致します。私の昨年の発言に対し、社長は稲盛名誉会長より先に、『JALの解雇は、管財人が決めたことだ』と言われましたが、その後稲盛名誉会長は」

まで言う」と「当社の事業展開と関係ない発言はやめてください。」と社長は3度も野次をとばす。私が「去年のこの場の社長・稲盛和夫名誉会長の発言のことである。この会社の事業と関連あるかどうかはあなたではなく、株主が決めることではないか」と反論すると「も

う長いからやめなさい。退場してもらいます。」と、男性社員5〜6人で、私を羽交い絞めして会場の外に追い出した。会場内では百人くらいの身内らしき株主が、野次と怒号の大合唱を行った。

20〜30年前の株主総会ならいざ知らず、今日の大会社の株主総会でのこのような暴挙は許されるのだろうか。

私が会場外に出された後、数分で事業報告の承認、事業計画の三点の提案と質疑と承認を終え、株主総会は終了してしまつた。

その後、会社役員紹介・会社事業の説明会が同場所で行き続き行われ、勝てないパープルサンガやラグビーのチームを作れなど、「会社の事業展開と直接関係ない」発言などの後でようやく前出の原告が指名され、発言を繰り返すと、「当社の事業展開と関係ない発言はやめてください。」と社

長は何度も怒鳴り、彼女は発言を二言三言にまとめざるを得なかった。

最後の頃に、もう一人の原告が「私はきょう初めてこの株主総会に出席しました。京セラと言えば稲盛和夫さん。このころ飛行機の事故があいついでいます。私の周りでも飛行機を利用されている方はたくさんいらっしゃいます。お金儲けということ、安全がないがしろにされたらたいへんです。日本航空で大きな事故があったら、京セラにもすごい影響が出ます。」と切々と訴えられたのは、説得力のあるものであつた。ところが、「今年は御巢鷹山の事故から30年です」と言ったとたん、社長は「もう止めてください」と繰り返し、野次も大きくなる中で「外でピラも配られていましたけど、争議解決して安全な飛行を日本航空ができることが、京セラのためにもなると思います！」

と最後まで言い終えた。会が終了後、発言を止められた原告に女性が寄ってきて、「どうして最後まで質問させないのでしょうか。おかしいですね。それでも質問し続けて勇気があると思います、それを言いたくて待っていました。追い出された方も本当にお気の毒。」と言われたとの事。おかしいと思つた株主も多数いたようだ。

数人の株主は「稲盛名誉会長の言葉を聞きたい」と発言したが、一切聞き入れられなかつた。株主の当然の権利を不当に踏みじり、最低の民主主義の体裁さえもなりふり構わず捨て去つて、封建領主よろしく問答無用で押し切るのが京セラ流である。

(JAL闘争京都共闘・事務局次長・稲村守)